

「建設産業担い手確保・育成コンソーシアム」規約

(名称)

第1条 本会は、「建設産業担い手確保・育成コンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、「建設産業人材確保・育成方針一連携強化による効果的な教育訓練体系の構築についての提言一」（平成25年11月：建設業振興基金）、「建設産業活性化会議中間とりまとめ」（平成26年6月：建設産業活性化会議）等を踏まえ、建設産業団体、行政、教育機関、職業訓練施設等の関係機関が一体となって、建設産業における担い手の確保・育成に取り組んでいく体制を構築し、若年者の入職促進、育成のための事業を具体化し実行していくことを目的とする。

(事業)

第3条 コンソーシアムは、教育訓練の実践的な役割を担う富士教育訓練センターと連携を図りつつ、次の事業を行う。

- 一 建設産業の担い手確保・育成に資する教育訓練の実践
- 二 教育訓練をはじめとした担い手確保・育成に資する提案
- 三 担い手確保・育成に資する広報
- 四 地域連携ネットワーク等担い手確保・育成のためのネットワーク構築の支援
- 五 その他建設産業の担い手確保・育成に資する取り組み

(活動期間)

第4条 コンソーシアムの活動期間は、設立の日から概ね5年間とする。

(構成員)

第5条 コンソーシアムは、建設産業団体、関係行政機関、職業訓練校、教育機関等で、建設産業の担い手確保・育成について、実績、知見、能力を有し、今後の担い手確保・育成を推進していく意志を有する団体等により構成する。

(予算)

第6条 コンソーシアムの実施に係る予算は、（一財）建設業振興基金に造成する「担い手育成基盤整備基金」のうち「ソフト事業分」をもって支弁する。

(企画運営会議)

第7条 コンソーシアムにおける重要事項を審議するため、企画運営会議を設置する。

- 2 企画運営会議の委員は、別紙に掲げる団体等の役職員のうちから選任する。
- 3 企画運営会議に座長を置く。
- 4 座長は、（一財）建設業振興基金理事長の職にある者をもって充てる。
- 5 企画運営会議は、次の事項を審議する。
 - (1) コンソーシアムが行う事業の実施計画（アクションプログラム）に関すること。
 - (2) コンソーシアムの収支予算、事業報告及び決算に関すること。
 - (3) 規約の制定及び改廃に関すること。

- (4) ワーキンググループの設置に関する事。
 - (5) その他コンソーシアムの運営に係る重要事項に関する事。
- 6 企画運営会議にオブザーバー及びアドバイザーを置くことができる。

(企画運営会議幹事会)

第8条 企画運営会議に諮る事項等を審議するため、コンソーシアムに企画運営会議幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

2 幹事会の委員は、別紙に掲げる団体等の役職員のうちから選任する。

3 幹事会は、次の事項を審議する。

(1) 企画運営会議に諮る事項等に関する事。

(2) その他コンソーシアムの運営に関する事。

4 幹事会にオブザーバーを置くことができる。

(ワーキンググループ)

第9条 コンソーシアムに、特定のテーマについて、調査・検討、行動を行うためワーキンググループを置くことができる。

(事務局)

第10条 コンソーシアムの事務局は、(一財)建設業振興基金内に置く。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、企画運営会議において定める。

附 則

この規約は、平成26年10月29日から施行する。

(別紙)

(一社) 日本建設業連合会

(一社) 全国建設業協会

(一社) 全国中小建設業協会

全国建設業協同組合連合会

(一社) 全国建設産業団体連合会

(一社) 建設産業専門団体連合会

(公社) 全国工業高等学校長協会

職業訓練法人 全国建設産業教育訓練協会 富士教育訓練センター

職業訓練法人 近畿建設技能研修協会 三田建設技能研修センター

厚生労働省

国土交通省

(一財) 建設業振興基金